

新潟県後期高齢者医療広域連合告示第19号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条において準用する同法第152条第1項の規定により、新潟県後期高齢者医療広域連合長職務代理者を次のとおり定める。

令和6年10月10日

新潟県後期高齢者医療広域連合長 磯田 達伸



1 広域連合長職務代理者の職名及び氏名

新潟県後期高齢者医療広域連合長職務代理者

新潟県後期高齢者医療広域連合副広域連合長 神田 一秋

2 職務代理期間

令和6年10月16日から新潟県後期高齢者医療広域連合規約（平成19年2月27日新潟県市町村第1401号）第12条第1項及び第3項の規定に基づく広域連合長の当選人が定まる日の前日まで